

野洲市地域公共交通計画策定業務委託仕様書

この仕様書は、下記の業務委託を実施するにあたり、必要な事項を定める。

なお、仕様書の取扱い、または仕様書の内容について疑義が生じた場合は、委託者の指示によるものとする。

1. 業務名

野洲市地域公共交通計画策定業務委託

2. 業務目的

野洲市は、JR 東海道本線（琵琶湖線）が運行しており、JR 野洲駅、隣接する近江八幡市の篠原駅が立地している。野洲駅から京都駅まで 26 分、大阪駅まで約 55 分と利便性が高い。野洲駅を軸に、市域内に路線バス、コミュニティバス、タクシーにより構成される公共交通網が広がっている。また、路線バスについては野洲市から守山市、湖南市、近江八幡市、竜王町の路線がある。

しかしながら、車社会の進展とともに、自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支の悪化による減便が課題となっている。

今後、さらなる高齢化社会が進展すると見込まれる中、本市においても、市民の日常生活を考慮した利便性が高い持続可能な地域公共交通の構築が求められているところである。

本業務は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に基づき、総合計画をはじめとする本市のまちづくり計画との整合性を図りながら、野洲市における持続可能な地域公共交通ネットワークを構築することを目的に野洲市地域公共交通計画を策定するものである。

3. 業務期間

業務締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4. 対象地域

野洲市全域

5. 計画期間

5 年間（令和 6 年 4 月から令和 11 年 3 月）

6. 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりとする。

(1)地域概況の整理

1) 地域特性の整理

本市の現状、特性に関して既存資料等から整理を行う。

①国勢調査、②将来推計人口・世帯数、③国土数値情報、⑤滋賀県統計書・野洲市統計書、⑥その他、本業務に必要とされるもの

2) 上位・関連計画の整理

上位・関連計画（第2次野洲市総合計画等）におけるまちづくり・観光振興・健康・福祉・交通等に関して整理し、地域公共交通の方向性や位置付けについて確認するものとする。

なお、現況の整理に際しては、GISを有効活用して、効率的に進めていくこととし、以下、本業務の検討においても同様とする。

(2)公共交通の現況把握

既存公共交通（鉄道、近江鉄道バス、滋賀バス、野洲市コミュニティバス、タクシー、その他）の現状を把握するため、既存資料のほか交通事業者及び運行主体からの情報提供を受け、ルートや運行状況、利用状況、収支状況等に関する既存データ、その他必要となるデータの整理を行うものとする。

利用状況については、発注者または事業者から提供する野洲市内を運行する公共交通の利用実態データ等を基に路線別に整理する。（バス停別利用者数、区間乗車人数等のデータ整理を想定するものとする。）

(3)市民ニーズ等の把握

1) 市民アンケート調査の実施

市民の普段の移動実態や地域公共交通の利用状況、既存サービスに対する改善ニーズ、今後の利用意向等を把握し、今後の野洲市における地域公共交通のあり方等を検討するにあたっての基礎資料として活用するため、市民を対象としたアンケート調査を実施する。

なお、アンケート調査は、市民（1,000人以上）を対象とし、郵送配布・郵送回収により行うものとする。アンケート発送先の抽出や宛名ラベルの作成は委託者が行うが、その他アンケート配布に必要となる配布用・回収用封筒等の手配は受託者が行うものとする。

2) 関係者ヒアリングの実施

交通事業者や市関係部局等にヒアリングを実施し、観光や福祉等、多角的な視点から公共交通を取り巻く現状や問題点について整理する。

3) 公共交通以外の移動手段

野洲市内の公共交通以外の企業送迎、スクールバス、幼稚園バス、介護関係の輸送手段を野洲市の公共交通として活用できる可能性があるか検討を行う。

(4)地域公共交通を取り巻く課題整理

前項までの検討結果を踏まえ、野洲市の地域公共交通の抱える課題を整理する。

(5)基本方針、計画目標等の検討

(4)の課題に対して、上位計画や関連計画との整合やまちづくりの観点も踏まえ、本市における地域公共交通の役割・位置づけを明確にし、地域公共交通の将来像や基本的な考え方、計画の目標等を検討・整理する。

(6)目標実現に向けた施策メニュー、実施主体等の検討

野洲市における地域公共交通の目指す姿や目標等を踏まえ、目標達成のために取り組むべき施策・事業を検討するとともに、実施主体やスケジュール等についての具体的な検討を行う。

(7)計画の達成状況の評価に関する事項の検討

PDCAが可能な計画達成の評価に向けた定量的な目標設定や、実施状況の評価方法等について検討を行う。

(8)野洲市地域公共交通計画（案）の作成

以上の検討結果を基に、野洲市地域公共交通会議において協議された結果も踏まえ、野洲市地域公共交通計画（案）を作成する。

(9)会議の運営支援

野洲市地域公共交通計画の策定に向けて実施予定の「野洲市地域公共交通会議」の資料作成及び会議への出席、議事録作成等、会議運営の支援を行う。会議回数は3回程度を想定する。

(10)報告書作成

本業務の成果をとりまとめた報告書を作成する。

(11)打合せ協議の実施

業務の進捗に合わせて、打合せ協議を行う。着手時・中間時・納品時の計3回程度を予定する。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、Web会議を委託者と協議のうえ、可能とする。

7. 準拠基準等

本業務は、本仕様書及び下記関係基準等に基づき実施するものとし、これ以外の基準等を用いる場合は委託者の承諾を得るものとし、業務実施中に基準等の改定等が実施された場合は適用の可否について委託者と協議を行うものとする。

- ・持続可能な輸送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・道路法（昭和27年法律第180号）
- ・道路運送法（昭和26年法律第183号）
- ・地方自治法
- ・第2次野洲市総合計画
- ・野洲市都市計画マスターplan
- ・野洲市立地適正化計画
- ・野洲市個人情報保護に関する法律施行条例
- ・野洲市暴力団排除条例
- ・その他関係法例、規則等

8. 技術者の選任等

本業務に従事する管理技術者及び照査技術者については、以下の資格を有する者を配置しなければならないものとする。

- ・管理技術者については、以下の資格を有するものとする。
技術士（「都市及び地方計画」）且つ、地域公共交通計画又は地域公共交通網計画に従事した経験を有する者
- ・照査技術者については、以下の資格を有するものとする。
技術士（「都市及び地方計画」）且つ、地域公共交通計画又は地域公共交通網計画に従事した経験を有する者

9. 情報管理及び情報保護対策

本業務で取り扱う情報については、個人情報はもとより、委託者より貸与された如何なる資料及び情報も適正に管理しなければならない。

10. 品質管理及び環境保護対策

受託者は、業務の成果について適切な品質管理が保たれるようにし、滋賀県環境基本条例に準拠し業務を進めるものとする。

11. 成果品

本業務における成果品は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|---------|
| ①野洲市地域公共交通計画 A4 版製本 | 100 部程度 |
| ②野洲市地域公共交通計画（概要版）A4 版製本 | 100 部程度 |
| ③業務報告書（紙 1 部、電子データ 2 部） | |